

## 西条市歯科医師会在宅歯科医療連携室訪問診療業務委託契約書

西条市歯科医師会在宅歯科医療連携室室長 伊藤 康夫（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）は、次のとおり  
委託契約を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 甲は、西条市歯科医師会在宅歯科医療連携室（以下「連携室」という。）が  
実施する訪問診療業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（契約期間）

第2条 本契約の期間は、令和 年4月1日から令和 年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 甲は乙に対し、委託料として、訪問診療1回あたり 13,570円（消費税及び  
地方消費税を含む。）を支払う。

（権利義務の譲渡等）

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、  
又は担保に供してはならない。

（再委託等の禁止）

第5条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

（調査等）

第6条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、  
指示を行い、又は報告を求めることができる。

（訪問診療確認書等の提出）

第7条 乙は、訪問診療確認書（様式第1号）及び委託料請求書（様式第2号）を月  
毎に取りまとめ、翌月の10日までに甲に提出するものとする。

（委託料の支払）

第8条 甲は、委託料請求書を受領し、委託料を支払うものとする。

（契約の解除）

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除  
することができる。

（1）この契約に違反したとき

（2）委託業務を遂行することが困難であるとき

（損害賠償）

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲又は第  
三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（関係書類の保管）

第11条 甲及び乙は、委託業務に係る関係書類を委託業務完了の年度の翌年度から  
起算して、5年間保存するものとする。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第12条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務の遂行に当たっては、個人情報の保護並びに情報セキュリティ対策を十分考慮しなければならない。

(契約以外の事項)

第13条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲乙それぞれ各1通を所持するものとする。

令和 年4月1日

甲 (住所) 西条市氷見丙 412-1  
西条市歯科医師会在宅歯科医療連携室  
室長 伊藤 康夫 ㊞

乙 (住所)

㊞